市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一 部を改正する条例附則第五項から第八項までの規定による給料を定め

る規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

秋田県教育委員会委員長 岩 佐 信 宏

秋田県教育委員会規則第十一号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項から第八項までの規定による給料を

(趣旨)

定める規則

第一条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年秋田県条例第 七十五号。 以下「平成二十七年改正条例」という。) 附則第五項から第八項までの規定による給料に関し必要な事項

(平成二十七年改正条例附則第五項及び第六項の規則で定める職員)

を定めるものとする。

第二条 平成二十七年改正条例附則第五項の規則で定める職員は、 次に掲げる職員とする。

規則 に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。)をした職 平成二十八年一月一日 (昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号。 (以 下 「切替日」という。) 以降に初任給基準異動 以下「給与規則」という。)別表第八に定める初任給基準表 (市町村立学校職員の給与等に関する

切替日以降に降格 おいて同じ。)をした職員 (職員の職務の級を同一 の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。 次条第

項第二号

切替日前に次に掲げる期間 (以下この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。 がある職員で

三

員

号) あって、 九年秋田県条例第六十八号) 条例第六十四号。 する条例 第七条の規定による号給の調整をいう。 切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職 (平成四年秋田県条例第六号) 第八条、 以下「公益的法人等派遣条例」という。)第六条、 第六条又は職員の配偶者同行休業に関する条例 次条第一項第三号において同じ。)をされたもの 公益的法人等 時調整 への職員の派遣等に関する条例 (給与規則第三十七条、 職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成二十六年秋田県条例第八十九 職員の育児休業等に関 (平成十三年秋田 (平成

- $\left(\longrightarrow \right)$ 事 由に関する条例 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号。 (昭和五十四年秋田県条例第三号) 第二条の規定により休職にされていた期間 以下「法」という。)第二十八条第二項又は 職員 0 休職 \mathcal{O}
- □ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- $(\overline{\underline{}})$ 条第一項の規定により派遣されていた期間 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和六十三年秋田県条例第二号) 第二
- (五) (匹) \mathcal{O} 職員 規定により育児休業をしていた期間 地方公務員の育児休業等に関する法律 0 勤務時間 休暇等に関する条例 (平成三年法律第百十号。 (平成七年秋田県条例第三号。 以下 以下 「育児休業法」という。) 「勤務時間条例」 という。 第二条第 第十 一項
- (六) 公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定により派遣されてい 、た期間

条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期

艒

- (七) 教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間
- 八 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
- 仇 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
- 兀 四号において同じ。) 切 ||替日以降に育児短時間 を開始し、 勤務等 又は終了した職員 (育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。 項第

- 五 について行う勤務時間条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動を 切 次条第一項第五号において同じ。)をした職員 |替日以降に再任用職員異動 (法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用され た職
- 六 職員を含む。 切替日以降に教育委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員 (教育委員会の定めるこれに準ずる

う。

2 平成二十七年改正条例附則第六項の規則で定める職員は、 前項に規定する職員及び切替日以降に給料表の適用を異

(平成二十七年改正条例附則第七項の規定による給料の支給

にする異動をした職員とする。

第三条 例第五十九号) ないこととなるものには、その差額に相当する額(市町村立学校職員の給与等に関する条例 職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額 こととなった職員 て得た額)を、 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、 平成二十七年改正条例附則第七項の規定による給料として支給する。 附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、 (当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当 切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当する 当該額に百分の九十九 (昭和二十八年秋田県条 に を乗じ

- それらの異動が順次あったものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額 当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あった場合にあっては、 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第六号に掲げる場合を除く。) 切替日の 切替日 \mathcal{O} 前 前 日に 日
- 一 降格をした場合 に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額 る額から、 当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月 (第六号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に (降格を二回以上し 相当

た場合にあっては、 それぞれの当該差額に相当する額を合算した額) を減じた額

日 切替日 0 前 日 12 前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第六号に掲げる場合を除く。 復職 時 調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額 切替

兀 育児短 時 間 勤 務等を開始し、 又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、 次に定める額

 $\left(\longrightarrow \right)$ 額」 与等に関する条例 給料月額のうち、 る勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 育児短時間勤務等をしている職員 という。 しに、 切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額 (次号におい 勤務時間 間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間 て「改正前の給与条例」という。 平成二十七年改正条例第二条の規定による改正 (その額に一円未満の端数があるときは、 別表第一から別表第三までの給料表に掲げ (口において 「切替前 その端数を切 前 の市町村立学校職 を 同条第 給料表による給料 ŋ 、捨てた額 項に規定す 員 の給 月

五. 再任用職員異動をした場合 育児短時間勤務等を終了した職員 次に掲げる職員の区分に応じ、 (一に掲げる職員を除く。 次に定 める額 切替前給料表による給料月額

 $\left(\longrightarrow \right)$ で 二におい 0) 当該再任用 給料表の再任用職 って 職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 切切 替前 員 0 再任用給料月額」という。 \mathcal{O} 欄に掲げる給料月額のうち、 切 替 目の 前日にその者が属してい 改正前 の給与条例別 た職 表第 務 から別 0 級に応じた

 $(\underline{})$ は、 務 任用給料月額に、 当該再任用職員異動 時 そ 間 0) を同条第一 端数を切り捨てた額 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の当該再任用 後に お 1 て法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤 (その 務の職を占める職 額に一 円 大満 職 員 異 \mathcal{O} 端 動後に 員 数があるとき 切 替 お ゖ 前 る勤 \mathcal{O} 再

六 教育委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された場合又は教育委員会の定めるこれに準ずる場合

委員会の定める額

2 額が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額 する条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、 切 替日 \mathcal{O} 成二十七年改正条例附則第七項の規定による給料として支給する。 前 日 から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、 複数事由該当職員であって、 当該額に百分の (市町村立学校職員の給与等に関 その者の受ける給料 九十九を乗じて得た 月

(平成二十七年改正条例附則第八項の規定による給料の支給)

第四条 八項 これらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。 ものを除く。 委員会の定める額) ものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額 こととなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となった 下この条及び次条において同じ。)(当該人事交流等職員となった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当する ていた者であって、 ぇ減ぜられて支給される職員にあっては、 の規定による給料として支給する。 人事交流等職員)には、 切替日以降に平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料を支給される職員でなくなった に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職 その差額に相当する額 (切替日以降に、 給料表の適用を受けない地方公務員、 当該額に百分の九十九を乗じて得た額)を、 (市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第三項の規定により給 (教育委員会の定める職員にあっては、教育 国家公務員その他教育委員会の 平成二十七年改正条例附則 定め 以

2 なったものに対しては、 よる給料の ものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十七年改正条例附則第七項の規定に 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することと 額に相当する額を、 その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていた 平成二十七年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

成十八年改正条例による差額相当額を受給していた者に係る給料の支給

第五条 の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下 当該差額相当額を受けることとなるものを含む。)に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、この規則 規定による差額相当額を受けていた職員(人事交流等職員であって同日に人事交流等職員となったものとした場合に する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号)附則第七項から第九項までの 切替日の前日において市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関

欄に掲げる字句とする。

田県条例第五十九号)附則第三項の規定に		
員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋		
二条の規定による改正後の市町村立学校職		
受ける給料月額(平成二十七年改正条例第	受ける給料月額	
額」という。)を受けていたもの		
いて「平成十八年改正条例による差額相当		
よる給料(以下この項及び次条第一項にお		
六号)附則第七項から第九項までの規定に		
正する条例(平成十八年秋田県条例第三十		
に関する特別措置に関する条例の一部を改		
及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等		
の市町村立学校職員の給与等に関する条例		
十七年改正条例第三条の規定による改正前		
受ける職員であって、同日において平成二	受ける職員	第三条第一項

給料月額と平成十八年改正条例による差額	給料月額	第三条第一項第三号並びに第四号
による差額相当額との合計額		
受けていた給料月額と平成十八年改正条例	受けていた給料月額	第三条第一項第二号
当額との合計額		
じ。)と平成十八年改正条例による差額相		
第三号及び第四号 並びに次項において同		
項の規定による減額後の給料月額。次号、		
給料が減ぜられている職員にあっては、同		
与等に関する条例附則第二項の規定により		
規定による改正前の市町村立学校職員の給		
給料月額(平成二十七年改正条例第二条の	給料月額	第三条第一項第一号
	額)	
	該額に百分の九十九を乗じて得た	
	て支給される職員にあっては、当	
	三項の規定により給与が減ぜられ	
	年秋田県条例第五十九号) 附則第	
	給与等に関する条例(昭和二十八	
相当する額	相当する額(市町村立学校職員の	
は、同項の規定による減額後の給料月額)		
より給料が減ぜられている職員にあって		

(端数計算)

一及び二		相当額との合計額
第三条第二項及び第四条第一項	相当する額(市町村立学校職員の	相当する額
	給与等に関する条例附則第三項の	
	規定により給与が減ぜられて支給	
	される職員にあっては、当該額に	
	百分の九十九を乗じて得た額)	
第四条第一項	受ける給料月額	受ける給料月額(平成二十七年改正条例第
		二条の規定による改正後の市町村立学校職
		員の給与等に関する条例附則第三項の規定
		により給料が減ぜられている職員にあって
		は、同項の規定による減額後の給料月額)
	給料月額に相当する額	給料月額(平成二十七年改正条例第二条の
		規定による改正前の市町村立学校職員の給
		与等に関する条例附則第二項の規定により
		給料が減ぜられている職員にあっては、同
		項の規定による減額後の給料月額)と平成
		十八年改正条例による差額相当額との合計
		額に相当する額
第四条第二項	前条の規定	第五条の規定による読替え後の前条の規定

第六条 平成二十七年改正条例附則第五項から第八項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第七条 平成二十七年改正条例附則第五項から第八項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場 合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、教育委員会が人

事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。